## 技術士補登録申請書

技術士補の登録を受けたいので、技術士法施行規則第15条の規定により申請します。

( 氏		フ リ ガ	ナ ) 名	(男・女)		
生		年 月	月 日	年 月 日 生 ( 歳)		
本		籍	地			
現		住	所	T [電話番号]		
第	; — <u>;</u>	一次試験に合格した年月				
第	; — }	欠試験の技術部	羽門の名称			
第	<del>-</del>	一次試験合格証番号				
補、	<b>a</b>	登 録	番号			
助	る	氏	名			
しよう	技 術	事務所	名 称			
ر ک			所在地	〔電話番号〕		
	1			((イ)該当する。(ロ)該	当しない。)	
その他	2 3 4 5	禁錮以上の刑に処 公務員で、懲戒免 技術士でないにも 罰金の刑に処せら (1) 弁理士法(平兵 (2) 測量法(昭和: (3) 建築士法(昭和:	新士補の業務を適正に行うことができるかどうかを確認するために参考となる事項を記載した医師の診断書を添付すること。  おり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない。	当しない。) 当しない。) 当しない。) 当しない。) 当しない。)		
	40は上記の東西について、長母の記掛とは光、よっ、東宋と隠さいしていないとした板いとよ					

私は上記の事項について、虚偽の記載をせず、かつ、事実を隠ぺいしていないことを誓います。

令和 年 月 日

指定登録機関

公益社団法人 日本技術士会会長 黒﨑 靖介 殿

氏 名

(自署すること)

		郵便振替払込受付証明書貼付欄
又は領収証	収 入 印 紙 15,000円 (消印しないこと。)	公益社団法人日本技術士会指定の郵便振替又は 郵便局及び銀行備え付けの払込用紙を使用すること。 (登録手数料 6,500 円)
書		
貼		
付		
欄		

## 備考

- 1 氏名の欄及びその他の欄中( )内は、該当するものに○印を付けること。
- 2 この申請書には、所定の登録免許税に相当する収入印紙又は領収証書をはること。
- 3 指定登録機関に申請する場合には、所定の手続により登録手数料を納付すること。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

## 申請書類の作成に当たっては、黒又は青色のボールペン により明瞭に記入して下さい(鉛筆書きは不可)

## -次試験合格者の方 登録申請書 (様式第六) 記入例 … 裏面の例は省略

添付書類

① 登録証発送用宛名ラベル ② 証明書(補登録用書類 No.2) ③必要に応じ、同意書(補登録用書類 No.3)… 補助しようとする技術士と会社等が異なる場合 ※その他欄の1(イ)に該当する場合は試験センターへお問い合わせください。(「技術士の新規手続き案内」8 頁参照)

(	フリガ	ナ )	ギジュツ ジロウ 試験合格時と氏名が異なる場合は 技術 次郎 戸籍抄本を添付して下さい。	(男・女)				
氏		名	技術 次郎 戸籍抄本を添付して下さい。					
生	年	目 日	平成 ■■年 ■ 月 ■ 日 生	( ● ● <del>                                 </del>				
本	籍	地		電話番号の下に E-mail をご記入願います。				
現	住	所	〒158-■■■ 東京都世田谷区二子玉川■丁目■番■号 二子玉 補助しようとする技術士の技術部門	[電話曲号] 090-■■■■-■■■ と同一でない場合は、 gizyutsu@****.com				
第一	一次試験に合格した年月		令和■■年 ■ 月 技術士補に登録することができませ	· h.				
第一	次試験の技術部門の名称		化学部門 合格証到着前の電話は ご確認ください (会	こよる合格証番号の照会は対応いたしません。合格証の到着を待· 格証を紛失された場合は、技術士試験センターに電話(03-64				
第一	· 次 試 験 合 格 証 番 号		第 ■ ■ ■ ■ 号 4585) にて、ご照会					
補す	登 録	番号	第 ■■■■■ 号 補助しようとする技術士 🕻	D.				
助る	5 氏 名		世良満久 登録番号、氏名、事務所の	名称・所在地を記入して下さい。 称・所在地と合わせて下さい。)				
し よ う 術		名 称	山王マテリアル株式会社 ※技術士は登録している事務所	が本社で、実際に勤務している事務所は				
と士	事務所	所在地	東京都千代田区永田町 丁 国地 端地 トランオス	『電話番号』 ∪9∪-■■■■-■■■				
1	1 精神の機能の障害を有する。							
2	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・((イ)該当する。 (ロ) 該当しない。)							
3			その処分を受けた日から起算して2年を経過しない。					
その4		ないにもかかわらず技術士若しくはこれに類似する名称を使用し、又は技術士補でないにもかかわらず技術士補若しくはこれに類似する名称を使用し、						
他		罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・((イ)該当する。 (ロ) 該当しない。)						
5		(1) 弁理士法(平成 12 年法律第 49 号)第 32 条第 3 号の規定により業務の禁止の処分を受け、その処分を受けた日から起算して 2 年を経過しない。・・・・・・・・((イ)該当する。 (ロ) 該当しない。)						
	(2) 測量法 (昭和 24 年法律第 188 号) 第 52 条第 2 号の規定により登録を消除され、その処分を受けた日から起算して 2 年を経過しない。・・・・・・・・・((イ) 該当する。 (ロ) 該当しない。)							
	(3)建築士法(昭和25年法律第202号)第10条第1項の規定により免許を取り消され、その処分を受けた日から起算して2年を経過しない。・・・・・・・・((イ)該当する。 (つ) 該当しない。)							
	(4)土地家屋調査:	士法(昭和 25 年法律	#第 228 号)第 42 条第 3 号の規定により業務の禁止の処分を受け、その処分を受けた日か	いら起算して2年を経過しない。・・・・・・((イ)該当する。				
私	ムは上記の事項に	ついて、虚偽の	記載をせず、かつ、事実を隠ぺいしていないことを誓います。	欠格事項に関する確認				
	会和 ■	年 ■ 日	▲ 「田崎 は入。マナ	WIND WILLIAM OF THE PROPERTY O				

必ず○印を付けて下さい。

指定登録機関

公益社団法人 日本技術士会会長

 $\triangle \triangle \triangle \triangle$ 殿

氏 名 技術 次郎 ご自身で署名して下さい。

(自署すること)